

最低制限価格等の見直しについて

国が行う工事等の入札において、低入札価格基準における算定項目の算入率の見直しが行われたことを踏まえ、当企業団においても、ダンピング受注の防止を図り工事の品質を確保するとともに工事に必要な経費を適正に反映していくため、最低制限価格等における経費の算入率を見直しました。

1. 見直しの内容

(1) 工事の最低制限価格及び調査基準価格並びに失格基準価格

	算定項目	最低制限価格及び 調査基準価格		失格基準価格	
		見直し後	見直し前	見直し後	見直し前
工事	直接工事費	10分の 9.7	10分の 9.5	10分の 7.5	同 左
	共通仮設費	10分の 9	同 左	10分の 7	同 左
	現場管理費	10分の 9	同 左	10分の 8	同 左
	一般管理費等	10分の 5.5	同 左	10分の 5.5	同 左

最低制限価格制度取扱要綱第3条第1項に規定する最低制限価格の算定方法並びに低入札価格調査制度取扱要領第3条第1号に規定する調査基準価格の算定方法を改正するものです。

(2) 計画調査委託の最低制限価格

業種区分	算定項目	最低制限価格	
		見直し後	見直し前
測量業務	直接測量費	100分の 100	同 左
	測量調査費	100分の 100	同 左
	諸経費	100分の 48	100分の 45
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費	100分の 100	同 左
	直接経費	100分の 100	同 左
	その他原価	100分の 90	同 左
	一般管理費等	100分の 48	100分の 45
補償関係コンサルタント業務	直接人件費	100分の 100	同 左
	直接経費	100分の 100	同 左
	その他原価	100分の 90	同 左
	一般管理費等	100分の 45	同 左
地質調査業務	直接調査費	100分の 100	同 左
	間接経費	100分の 90	同 左
	解析等調査業務費	100分の 80	同 左
	諸経費	100分の 45	同 左

最低制限価格制度取扱要綱第3条第2項及び別表に規定する最低制限価格の算定方法を改正するものです。

2. 実施時期

平成29年5月16日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

以上